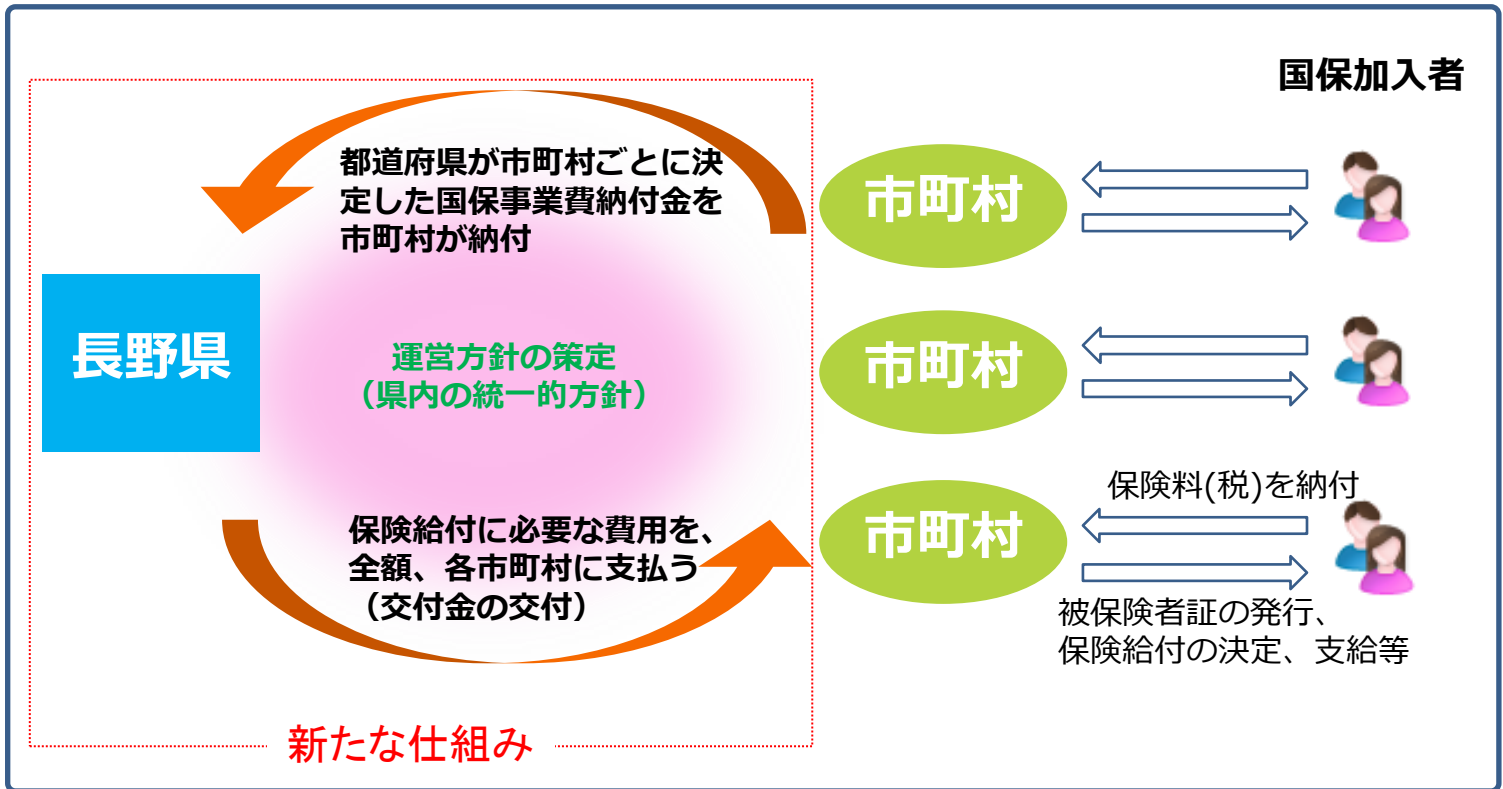


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました



都道府県と市町村の役割分担

- 都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、国民健康保険の収入と支出を管理します。
- 市町村は、従来どおり、住民との身近な関係の中で、保険料(税)の賦課・徴収、被保険者証の発行、保険給付の決定、支給等を担います。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定 ・ 保険料(税)の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険給付の決定、支給

なぜ制度を見直すのですか？

下記の課題に対応し、**国民健康保険制度を将来にわたって守る**ためです。

課題	見直しの柱
○加入者の高齢化により医療費が増えている ○所得水準が低く保険料の負担が重い ○小規模保険者が多い（財政が不安定になりやすい） ○財政赤字の保険者も多く存在する	○国による3400億円の追加的な財政支援 ○都道府県が市町村とともに国保保険者となり、 財政運営の責任主体となる

県も保険者となるとどのような効果がありますか？

国民健康保険財政の安定化と市町村による公平な支え合いが図られます。

- 新たな仕組み（※表面イメージ図参照）の導入により、財政規模が拡大し、国民健康保険財政が安定します。
- 市町村が医療費水準・所得水準に応じた納付金を負担することで、市町村どうしの公平な負担により財政が運営されます。

国保加入者にはどのような影響がありますか？

高額療養費の負担軽減、被保険者証の様式改正等があります。

主な変更点

- 県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、お住まいの都道府県名が標記されるようになります。
- 新たな仕組みでは、保険料(税)の算定の基礎が変更となるため、保険料(税)率に影響が出る可能性があります。保険料(税)負担が急激に著しく上がらないように、激変緩和措置を実施します。

これまでと変わらない点

- 資格や保険料(税)の賦課・徴収、保険給付等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。

国民健康保険は、**国民皆保険の根幹をなす制度**です。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、

平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住いの市町村です。

詳細は、お住いの市町村窓口にお問い合わせください。

または、長野県国民健康保険室ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kokuho/index.html>)